

## 平成 24 事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針

金融商品取引業者等向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に即し、①市場仲介機能の適切な発揮、②質の高いリスク管理の促進、③顧客保護と利用者利便の向上の 3 点を重点分野と捉え、金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、金融商品取引業者等の監督にあたることとする。

なお、本監督方針は、平成 24 年 8 月時点の金融商品取引業者等を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、必要に応じ見直すこととする。

### 1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

#### (1) 金融資本市場を取り巻く環境

我が国経済は、依然として厳しい状況にあるが、復興需要等を背景に緩やかに回復しつつあり、今後、この景気回復の動きが確かなものとなることが期待されている。ただし、欧州政府債務問題を巡る不確実性が依然として高い中で、世界景気に減速感が広がっている。こうした海外経済の状況が金融資本市場を通じた影響を含め、我が国の景気を下押しするリスクとなっているほか、電力供給の制約、デフレの影響等にも注意が必要である。

一方、世界経済の動きはとどまることなく進み続けており、海外の経済状況や金融資本市場の動きに注意が必要である。その際、今日のようにグローバル化が進展する中においては、世界経済に関するリスクが発現し、危機が起きた場合でも、自国への影響を軽微なものに留めるよう、経済・金融システムの強靱性を高めておくことが必要である。

特に、ヨーロッパでは、欧州周縁国の政府債務問題が深刻化する中、ソブリンの信用不安が欧州の金融市場・金融機関に伝播し、さらにそれが実体経済に影響を及ぼすことを通じて、危機が深化・広域化していく可能性が一部で指摘されている。アメリカにおいても、高い失業率の継続や住宅価格の下落等により景気が下振れするリスクが存在している。また、新興国においても、今後の景気拡大のテンポや、不動産価格・物価上昇のリスク等に留意する必要がある。

こうした不安定かつ不確実性の高い金融経済情勢においては、金融商品取引業者等は、これまで以上にリスク管理を的確に行い財務の健全性を確保することで、

自らが不確実性の増幅要因とならないよう努めると共に、市場の担い手として、市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成へ貢献し、我が国の金融市場に対する投資者の信認を高めることにより、我が国の経済・金融システムの発展に寄与していくことが求められている。

しかし、現実には、昨事務年度は、A I J問題や公募増資に関連したインサイダー取引の問題等の深刻な事案が次々と顕在化したことにより、むしろ、我が国の金融市場に対する内外の投資家の信認を傷つけることとなった。

金融商品取引業者等は、これらの事案を一部の悪質な業者による個別事例として受け止めるのではなく、業界全体に対する社会の厳しい見方を踏まえて自ら襟を正し、法令遵守意識や職業倫理の向上に向けて、不断に努力する必要がある。

## (2) 監督当局の取組姿勢等

上記のような認識の下、本事務年度の金融監督に当たっては、これまでと同様、ベター・レギュレーション（金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話、対外的な情報発信、内外の経済金融情勢に関する情報の共有・連携、行政対応の透明性・予測可能性の向上等）の一層の定着・深化を図ることを基本とし、金融商品取引業者等との対話に当たっては、官民ラウンドテーブルの活用も検討する。

また、法令遵守、顧客保護の徹底、流動性リスク等各種リスクの的確な管理、市場仲介機能の適切な発揮等に関しては、金融商品取引業者等において、将来を見据えて、それぞれの経営課題を認識した上で、経営陣による適切なリーダーシップの下での積極的な経営改善や適切・迅速かつ責任ある経営判断がなされることが、強く期待される。このため、監督当局としても、引き続き以下のような取組姿勢で臨むこととする。

### ① リスク感応度の高い行政

現在考え得るリスクに的確に対応していくため、マクロ経済、市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融商品取引業者等の健全性等に与える影響について認識を深め、個々の金融商品取引業者等や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握する。また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努める。また、A I J問題を踏まえ、金融商品取引業者等に対し、限られた人的資源を的確かつ有効に活用しながら、より一層リスクベースの監督を推進する。

加えて、不測の事態が発生した場合にも金融機能の維持・確保を図るためには、昨年（平成23年）の東日本大震災等の経験や、これまでのシステム障害の実例、電力供給制約等による今後の計画停電の可能性等も踏まえ、金融商品取引業者等の業務継続計画において主要なリスクを十分に想定し、必要な計画の見直し・訓練の実施を行っているか等を確認することも重要である。さらに、金融サービスの根幹であるシステムについては、問題が生じた場合に国民生活・経済に大きな影響を与えることを踏まえ、障害発生時のリスク管理態勢のあり方等について、各金融商品取引業者等に自主点検を促し、監督当局として

も感度を高めてモニタリングすることが重要である。

## ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政

顧客保護や利用者利便の一層の向上に向け、国民の目線・利用者の立場に立った行政対応に努める。特に、A I J問題を踏まえた再発防止策や、投資者保護基金により顧客資産の分別管理義務違反に起因する弁済困難の認定が行われた事案を踏まえた分別管理の徹底、システム障害対策等、顧客保護に直結する分野については重点的に確認していく。

## ③ 将来を見据えた行政

短期的な対応にとどまらず、国際的な議論の動向も十分把握しつつ、環境変化を展望するとともに、我が国金融商品取引業者等が抱える共通の構造的課題（本業による収益力の強化等）も念頭に置きつつ、中長期的な対応も並行して行う将来を見据えた行政対応に努める。

## ④ 金融商品取引業者等の自主的な経営改善・経営判断に資する行政

金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話や情報発信等を通じ金融商品取引業者等の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。A I J問題や公募増資に関連するインサイダー取引の問題をみても、我が国の金融市場に対する信認の向上には、監督当局による取組みのみならず、金融商品取引業者等が自らの公共的な役割を強く自覚し、不断に努力していくことが必要である。

監督当局としては、意見交換等を通じて他の金融商品取引業者等の自主的・先進的な取組みを紹介すること等により、各々の金融商品取引業者等が、市場仲介機能の発揮やリスク管理の充実、顧客保護・利用者利便の向上等に自主的かつ積極的に取り組むことで金融業界全体の質の向上につながるよう努める。

なお、監督に当たっては、このような取組姿勢に加えて、以下の点にも留意する。

- ・ 証券取引等監視委員会等の関連部署、自主規制機関及び日本銀行と一層緊密な連携を図るほか、多国間監督カレッジ等を通じた海外当局との連携や、国際基準設定主体への積極的な貢献や適時適切な情報交換に努める。
- ・ 報告や資料提出の必要性について年一回定期的な点検を行うなど、金融商品取引業者等の負担軽減にも配慮する。ただし、A I J問題や公募増資に関連するインサイダー取引の問題等の発生を踏まえ、必要と認められれば、報告や資料提出を拡充することも検討する。
- ・ 専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に取り組む。

## 2. 市場仲介機能の適切な発揮

平成22年6月に閣議決定された新成長戦略及び同年12月に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」において、金融機関には、実体経済、企業のバックアップ役としてのサポートが求められるとともに、金融自身が成長産業として経済をリードすることが期待されている。さらに、平成24年7月に閣議決定された「日本再生戦略」においても、更なる成長力強化等に向けた11の成長戦略の一つに金融戦略が位置付けられている。

金融商品取引業者等は、投資者や資金調達者が市場にアクセスする際において、市場仲介者として機能することにより、円滑な取引を可能とする役割を担っている。これらの役割は、金融商品取引業者等が市場において果たすべき中核的な役割であり、高い公共性が求められている。適切な利用者保護を図りつつ信頼性の高い業務を遂行し、市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献等により、我が国の金融市場に対する投資者の信認を高め、ひいては我が国の経済・金融システムの安定に寄与していくことが求められている。

こうした観点を踏まえ、金融商品取引業者等における市場仲介機能の発揮について、以下の観点から監督を行う。

① 市場仲介機能を適切に発揮できるよう、各種の内部管理態勢（公開引受けに係る審査態勢等）を適切に整備しているか検証する。

② 顧客情報は金融商品取引及びその仲介の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。また、金融商品取引業者等においては、公募増資等に際して行われた法人関係情報を利用したインサイダー取引が、金融市場に対する内外の投資家の信認を傷つける深刻な問題であることを十分に認識し、法人関係情報の管理を厳格に行うよう徹底する必要がある。

こうした観点から、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の整備や、役員による不正行為（情報漏えい・インサイダー取引等）の防止に向けた職業倫理の強化や法令遵守意識の涵養等について、経営陣が主導性をもって取り組んでいるかを検証する。また、法人関係情報に係る一斉点検の対象となった金融商品取引業者等における改善策等の取組み状況はもちろん、他の金融商品取引業者等においても、法人関係情報の管理が徹底されているか検証する。

具体的には、

- (i) 引受部門等のイン部署から機関投資家営業部門等のアウト部署への情報伝達は最小限となっているか、
- (ii) アウト部署において法人関係情報の管理が厳正に行われているか、
- (iii) アウト部署において法人関係情報を保有する場合に情報取得者がその重要性を十分に認識できるよう対応しているか、
- (iv) 機関投資家等との接触にあたって不適切な情報伝達が行われていないか、
- (v) 通信記録の検証など内部管理部門のモニタリングが適正に行われているか、
- (vi) 採用・育成・評価にあたっての遵法意識の重視や、コンプライアンス研修の強化など、企業文化として職業倫理が徹底されているか、

等について重点的に検証していく。

- ③ 証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除を徹底するため、日本証券業協会において、警察庁とも協力しつつ本年度中の稼働に向けて取組みが進められている反社会的勢力データベースが確実に構築されるよう懇請していく。また、各証券会社等における反社会的勢力の排除に向けた取組みの一層の強化を促す。特に、財務内容や資金繰り等が悪化している中小の金融商品取引業者等に対する資金提供者等に、反社会的勢力が関与していないか注視する。

### 3. リスク管理と金融システムの安定

金融商品取引業者等の収益環境は、投資信託への資金流入は概ね堅調に推移しているものの、大型の引受案件が少なく足元の市況も低迷しているほか、金融資本市場を取り巻く環境の不安定性・不確実性が高いままであるなど、総じて言えば厳しい状況にある。こうした中で、金融商品取引業者等においては、質の高いリスク管理を徹底することがますます重要になってきている。

監督当局としては、特に、大規模証券会社グループの監督に際しては、現下の金融経済情勢を踏まえて万全の監督対応を行っていく。

また、中小証券会社等については、金融経済情勢の急変等の可能性も踏まえ、財務基盤や資金繰りへの影響を注視していく。

#### (1) 証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進

- ① 内外の金融システムにおいて大きなプレゼンスを有している大規模証券会社グループ等（国内大手証券会社及び大手外資系証券会社等）については、現下の金融経済情勢を踏まえ、日本銀行や海外当局とも密接に連携しつつ、引き続き、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求めていく。

また、大規模証券会社グループ等において、流動性リスク管理を含む全般的なリスク管理が市場関係者等に適切に受け止められるよう、自主的に、できる限り分かり易く、対外メッセージを発信していくことを懇請していく。

- ② 証券会社グループに対する連結監督・規制の対象となる特別金融商品取引業者等及び指定親会社に係るグループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努める。また、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループ・ベースでのデータ集計能力向上に向けた態勢整備の検討状況及びテール・リスクを織り込んだストレステストの適切な実施とストレステスト結果の経営での活用状況等を重点的に検証する。

特に、国際的に活動し、大規模で複雑な業務を行う証券会社グループについては、新たな国際的な自己資本規制の枠組みの導入も踏まえ、一層の収益力強化が求められる中、それを下支えするようなリスク管理態勢の構築が必要となることから、より一層深度ある監督を行っていく。その際には、国際的に活動

し、大規模で多様な業務を行う外国の金融機関のリスク管理態勢も十分に踏まえつつ、本邦の当該金融機関のリスク管理態勢の強化を促していく。

また、金融システムや経済全体に与える潜在的なリスクが高まっていることを踏まえ、フォワード・ルッキングな観点から、財務の健全性・リスク管理をより詳細にモニターしていく。このため、検査部局との緊密な連携の下で、オンサイト、オフサイト一体となったモニタリングを実施・強化する。なお、金融安定理事会（FSB）等の国際的な議論を踏まえ、国際的に活動し、大規模で複雑な業務を行う金融機関について、再建・破綻処理計画（Recovery and Resolution Plans, RRP s）の策定に向けた取組みを引き続き進めていくこととする。

さらに、主要行を中心とする大手金融グループの証券会社については、預金取扱金融機関等と異なる固有のビジネス・モデルやリスク、企業文化を踏まえた実効的なリスク管理態勢が整備されているかも重点的に検証する。

さらには、震災等の影響による国内経済の動向のみならず、海外の実体経済、金融市場の動向が金融システムに与える影響にも配意しながら、日本銀行とも十分連携しつつ、金融システム全体が持続的・安定的に発展することが見込めるかというマクロ・プルーデンスの視点から分析・対応を継続していく。

## （2）中小の証券会社（国内・外資系）、投資運用会社等の経営リスクへの備え

① 中小の証券会社（国内・外資系）や投資運用会社等については、金融経済情勢の急変等の可能性も踏まえ、より質の高いリスク管理の徹底を求める。あわせて、経営の健全性を確保していくため、引き続き早期警戒制度を的確に運用するほか、ビジネス・モデルや直近の業況等を一覽的に把握し、業界横断的・時系列的な分析を行う。

② 特に、中小の証券会社（国内・外資系）や投資運用会社等に、財務内容の悪化や資金繰りの困難化等の兆候が見られた場合には、裏付けのある実現可能な経営改革、収益改革の策定、資金繰り改善策の対応状況等につき、速やかに検証する。

さらに、昨事務年度に、経営状況が悪化して顧客からの預り金を運転資金に流用し、投資者保護基金による弁済困難の認定が行われるに至った中小証券会社の事案も踏まえ、顧客財産の保全状況（分別管理）等について細心の注意を払いつつ対応するほか、反社会的勢力や金融商品取引業者等としての健全な経営を行う意識や能力が欠如している者等が、資金の提供者等として経営に関与してくるおそれがあることに十分に留意して、動向を注視していく。

また、足元の海外の金融経済情勢に鑑み、外資系の中小証券会社の母国における本体の経営状況等についても注視していく。

## （3）各種ファンドへの対応

将来のリスクの顕在化を見越した早めの対応を行っていくため、ファンド・モニ

タリング調査を引き続き実施するなど、ヘッジファンドを含む各種ファンドに関する募集・運用等の実態把握に取り組む。

#### 4. 顧客保護と利用者利便の向上

昨事務年度は、A I J問題や公募増資に関連するインサイダー取引の問題など顧客保護等に関する重大な問題が立て続けに生じた。一連の事案が全て解明されている訳ではないが、素人の出来心により偶発的に発生した事案ではなく、高度な専門的知見を有する金融機関の役職員等が業務遂行の一環として引き起こした事案であるため、市場のみならず社会からの信頼を損なう結果となっている。

金融商品取引業者等においては、一連の事案を踏まえて自ら襟を正し、経営陣が主導性を存分に発揮して、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客のニーズを的確に反映し、創意工夫を凝らした金融商品・サービスを提供して各々の競争力を高めることにより、一連の事案で揺らいだ我が国市場に対する内外の投資家の信認を高め、我が国市場の健全な発展に資するよう努める必要がある。

特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令を遵守するだけでは足りず、法令の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼のある金融商品取引業者等として、顧客の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。

そのためにも、まずは、顧客の属性（知識、経験、財産の状況、目的等）に照らして、販売・勧誘を行うことが適当な金融商品等であるかを的確に検討・判断し、金融商品等の開発を行うことが必要である。その上で、金融商品等の販売・勧誘に際し、顧客の属性に応じた適切かつ柔軟な説明を行うことが不可欠である。また、販売後の顧客の相談や苦情を顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会と認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。

以上を踏まえ、本事務年度においては、金融商品取引業者等による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みを、重点的に検証する。

その際、金融商品取引業者等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努める。併せて、金融商品取引業者等が、①どのような経営方針の下で、どのような金融商品・サービスをどのような属性の顧客に提供しようとしているか、②短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないか、③経営方針が営業現場で徹底されているかを経営陣を含め内部でチェックする態勢が整備されているか、にも注意を払う。

また、昨事務年度に発生した一連の不祥事案を踏まえて政府・業界・個社等様々なレベルにおいて今後定められる再発防止策に則り、各々の金融商品取引業者等が適切な対応をとっているかについて、重点的に検証していく。

その他、無登録業者による金融犯罪が増加していることを踏まえ、必要に応じ、警察当局や消費者庁とも協力していく。

##### (1) 販売態勢等

金融商品取引業者等は、金融商品の販売・勧誘に当たって、単に法令や自主規制を遵守すれば足りるということではなく、顧客目線に立って分かりやすく説明し、顧客が商品性・リスク特性等を真に理解できるよう努めることが重要である。

金融商品取引業者等の販売・勧誘のあり方に関し、投資者等から金融庁等に寄せられる情報等も踏まえ、定期的及び必要に応じ、各業者から詳細なヒアリングを実施すること等を通じ、各業者の販売・勧誘・フォローアップ態勢等の実態把握に努めるとともに、各業者に対し改善を慫慂する。

こうした観点も踏まえ、金融商品取引業者等において、顧客から信頼され長期的な関係を構築できるよう、顧客目線に立った営業を徹底するよう促す。

① 投資信託、仕組債及びデリバティブ等のリスク性商品（為替デリバティブ商品を含む）の販売において、不招請勧誘規制の法令遵守状況を含め、それぞれの顧客の立場に配慮した勧誘・説明態勢となっているかについて、重点的に検証する。

特に、

- (i) 開発・勧誘・販売する商品のリスク所在、複雑性や特性に応じて、販売が適切な対象顧客を分類するなど、適切な販売のための事前検討を行うとともに、販売後であっても、顧客からの苦情や、リスク変動の状況等を踏まえて、販売対象の顧客の分類を変更するなど、適時適切に販売戦略の再検討がなされているか、
- (ii) 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握するために、顧客の投資目的・意向を十分に確認した上で顧客カード等を作成し、金融機関と顧客双方で共有しているか、
- (iii) リスクの所在や特性等に関し、顧客が的確な判断を行いうるよう、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的等に照らして、それぞれの顧客にとって適切でわかりやすい資料を提供するなど、適切かつ柔軟な説明を行っているか（特に、損益や販売・勧誘に当たっての手数料等、顧客の投資判断に影響を及ぼす事項について適切な説明を行っているか）、
- (iv) 顧客が説明内容を理解したかどうかを確認するチェックシートを必要に応じ作成・徴求しているか、
- (v) 注意喚起文書を配布しているか、
- (vi) 営業部員や役職員の給与・賞与体系が短期的な収益獲得に過度に連動した成果主義に偏重していないか、
- (vii) 手数料収益の獲得に傾注した営業体制や商品構成になっていないか等について、重点的に検証する。

② とりわけ、

- (i) 海外の株式・債券を対象としたファンドや通貨選択型ファンド、毎月分配型ファンドなどの投資信託の販売に当たって、各々の商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているか、
- (ii) 特に、元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、通貨選択型ファ



ンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか、

- (iii) 投資信託の販売や解約に際し、損益や販売・解約に当たっての手数料、信託報酬をはじめとする費用、元本払戻しに分配金の一部又は全部が相当する場合があること等、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について適切な説明が行われているか、特に、投資信託の乗換えにあたっては、これらの説明を丁寧に行い、顧客にとって不必要な乗換えとならないよう留意しているか、
  - (iv) これらの投資信託の販売・勧誘等における説明において、例えば、リスク、手数料や分配金の特性等についてわかりやすく記載した資料（交付目論見書等）を作成し投資者に提供するなど、顧客目線に立った取組みが行われているか、
  - (v) 特に通貨選択型ファンドへの投資経験のない顧客との契約締結時に、当該顧客から商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存しているか、
  - (vi) 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えかねない場合に、顧客に対して適時適切な情報提供に努めるなど、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか、
- また、
- (vii) 投資信託委託会社においては、販売業者へリスク特性等を明確に伝達しているか、
  - (viii) 分配金決定にあたっての社内体制を整備しているか等について重点的に検証する。

③ A I J問題においては、勧誘の際に虚偽告知が行われていた事実が認められたほか、資産運用の能力・経験が不十分な年金基金を特定投資家（プロ）として扱っていたのではないかと問題提起がなされていること等を踏まえ、投資一任業者の勧誘・説明態勢について検証するとともに、特定投資家制度に関して適合性原則を踏まえた運用がなされているか注視していく。

④ 金融機関と投資者との関係は、商品を販売してしまえば終わるというものではなく、商品の販売後の丁寧な顧客管理（アフターケア）も、投資者との信頼関係の確保のためには不可欠である。

とりわけ、投資商品の価格変動に影響を及ぼす市場動向や発行体の信用力の変化等について、顧客へ適時・的確にわかりやすい情報を提供（投資信託においては、投資信託委託会社から販売業者等への情報提供も含む）し、投資者の理解を深め、投資判断をきめ細かくサポートしていくこと等も重要である。中でも、高齢の顧客については、短期間に投資判断能力が変化する場合もあり、顧客の立場に立ってこまめに相談にのるなど、特に丁寧なフォローアップが不可欠である。

こうした観点から、顧客目線に立った適切な顧客管理が行われるよう促す。

## (2) 苦情・相談処理態勢

金融商品取引をめぐる、金融商品取引業者等と投資者との間でトラブルが生じた場合には、各業者において真摯に対応し、投資者の納得感を高めるよう努めることが重要である。

とりわけ、金融ADR制度において、

- (i) 金融商品取引業者等が必要な情報を積極的に開示するなど、迅速な紛争解決に向けて誠実な対応がとられているか、
- (ii) 全国で利用しやすい態勢が整備されているか、
- (iii) 顧客から相談等があったときに必要に応じてADRを紹介しているか、
- (iv) 特に当事者間の話し合いでは顧客の納得が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めてADRの説明を行っているか等について注視する。

こうした観点から、各業者における苦情・相談処理態勢を検証し、投資者の視点に立った対応が行われるよう促す。

## (3) 業務の継続性

- ① 金融機関のコンピュータシステムは、市場の担い手として決済システムの中核をなしており、社会インフラとしての公共性が高く、仮に障害等が発生した場合、利用者利便や社会的に大きな影響を与え、また、金融商品取引業者等としての信用失墜も招きかねないものである。金融商品取引業者等に対しては、経営陣の積極的なリーダーシップの下、システムリスクに対する認識、外部環境の変化を踏まえたシステムの十分性の確保、システム投資（人材配置・人材教育を含む。）に関する経営戦略、障害発生時のリスク管理態勢、適切な監査体制の確保等についての自主点検を促すとともに、重点的に検証を行う。

具体的には、

- (i) システム障害の未然防止や障害発生時の迅速な復旧対応が、経営上の重要な課題であると、経営陣が十分に認識し、そのための十分な態勢を構築しているか（例えば、外部委託している場合でも、外部委託先任せとせず、内部にもシステム関係に精通した要員を適切に配置するなどの態勢整備が図られているか等）、
- (ii) システムの制限値を把握するなどシステムの処理能力に関する認識・評価が行われ、システムの制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応が検討されているか、
- (iii) 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか、
- (iv) 現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか、
- (v) 外部委託しているシステムの内容を十分に理解した上で、外部委託先と

の役割分担・責任等をあらかじめ明確にするとともに、外部委託先も含めたモニタリング態勢が構築されているか、

(vi) システムの更改・統合等に際して、経営陣がリスクを適切に認識し、プロジェクト管理を適切に行っているか、

(vii) システム障害を未然防止するための対応だけではなく、一旦発生した場合に顧客を保護（オンライン取引が不通となった場合に備えたコールセンター等の整備状況や、金融商品取引法第39条第3項に定める事故の確認手順等）するための態勢整備に努めているか、

等についても検証する。

② 今般の東日本大震災の発生を踏まえ、これまでの業務継続計画（BCP）は有効に機能したか、地震等の自然災害や新型インフルエンザ、大規模停電等をはじめ、主要なリスクを十分想定しているか、それに対する対応策が十分であるか等について、金融商品取引業者等の検証状況を把握する。

また、当該金融商品取引業者等の規模等に鑑み、必要に応じて、実地訓練を通じて、当該業務継続計画（燃料の確保、業務継続のための要員の確保、システムのバックアップ、顧客対応等）の実効性を確認しているか、また、訓練を通じて計画の必要な見直しを行っているか等を把握する。

さらに、目下の対策として、各地の原子力発電が稼働を停止し、電力の供給力が落ち込む中で、各金融商品取引業者等においては、北海道電力・関西電力・四国電力・九州電力管内を中心に全国各地で今夏節電対策を実施しており、一部地域（関西電力管内等）では、万が一に備えて、計画停電の準備を行っている。今後も引き続き、今夏の各金融商品取引業者等の節電対策と併せて、システムセンター等の重要拠点については、業務の継続性に影響がないかを把握する。特に、計画停電の実施区域外でも、システム障害等が発生していることを踏まえ、再度、BCPの策定状況、自家発電・バックアップセンターの設置状況、BCPの実効性を担保するための訓練実施状況について、各金融商品取引業者等において、外部委託先も含めて、必要に応じ点検を行っているかを確認する。

#### （４）投資一任業者に係る再発防止策への対応

投資一任業者に対する一斉調査（二次調査）を継続し、調査により得られた情報を、順次、証券取引等監視委員会と共有するなど、証券取引等監視委員会の投資一任業者に対する集中検査と密接に協力し、リスクベースで適切に監督していく。

また、投資一任業者が、A I J問題を踏まえた再発防止策を適切に実行しているか、重点的に検証する。

#### （５）外国為替証拠金取引に係る対応

F X業者の勧誘・説明態勢等の適正性について、金融先物取引業協会が制定したアフィリエイト広告利用に関するガイドライン等も踏まえ、引き続き検証する。ま

た、FX取引において発生したスリッページに関して証券取引等監視委員会の勧告を受けた事案を踏まえ、他社においても同様の問題があるかどうか注視していく。

#### (6) 第二種金融商品取引業に係る自主規制

昨年6月、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に対し、認定金融商品取引業協会としての認定を行ったところであり、同協会においても、自主規制規則の制定に向けた取組みを行っているところである。業者数が多数に及ぶ現状においては、自主規制機関がその役割を適切に発揮することがより重要になることから、同協会が会員規模を拡大した上で、自主規制規則の制定等の自主規制機能を速やかに発揮していくことなどにより、投資者保護等が十分図られるよう、引き続き、同協会の活動を含め、第二種金融商品取引業に係る投資者保護に向けた一層の取組みを促す。

#### (7) 格付会社規制への対応

- ① 信用格付業者について、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保のための態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているかなどを重点的に検証する。また、信用格付業者に対する監督に係る国際的な議論を踏まえた監督を行うよう努める。
- ② 併せて、証券会社等において、無登録の格付会社が付与した格付に関する説明を適切に実施しているかを確認する。さらに、各証券会社等において、格付の限界等を理解した上で、格付に加えて各社自らが追加的な分析を行い投資者に提供するなど、格付に依存しない信用リスクの評価が行われるよう慫慂する。

#### (8) 金融犯罪等への対応について

- ① 未公開株、社債、集団投資スキーム（ファンド）持分等を利用した悪質な詐欺的な勧誘事案等が、引き続き見られている。無登録で金融商品取引業を行っている業者に対しては、昨年6月に無登録業者に対する罰則強化、11月に無登録業者による未公開株の売付け等の原則無効化や広告・勧誘行為の禁止といった改正法が施行されたこと等も踏まえ、警察当局や消費者庁等ともこうした悪質な業者に関する情報を共有するなど連携を進め、対応を強化する。無登録の海外所在業者が国内投資家向けに勧誘を行っている場合も、適切な対応を図る。
- ② 適格機関投資家等特例業務について、届出制であることを悪用して特例業務の要件を満たさないままファンドを運営するような悪質な業者が認められたことから、本年4月に適格機関投資家の名称など届出事項の記載事項の拡充、届出受理時のチェック項目の追加が行われた。こうした制度改正も踏まえ、届出業務の要件確認や業務内容の実態把握（適格機関投資家が実際に出資しているか。仮に形式的には適格機関投資家による出資が行われていたとしても、実態のない業務の対価として報酬を受け取ること等により、名目的・潜脱的な出資となっていないか等。）に努め、悪質な特例業者の存在が判明した場合には、

警察当局とも連携しつつ、厳正に対応する。

- ③ 未公開株や集団投資スキーム（ファンド）の取引に係る詐欺的な勧誘事案をはじめ、金融取引に関連する犯罪の防止等に向けて、引き続き警告事案の公表など投資家に対する情報提供を進めるとともに、関係業界団体（自主規制機関）や金融商品取引業者等の適切な対応を促す。

（以 上）